

地方創生政策が浮き彫りにした 国—地方関係の現状と課題

— 「地方版総合戦略」の策定に関する 市町村悉皆アンケート調査の結果をふまえて —

坂 本 誠

1. はじめに

(1) 調査の意図

地方自治総合研究所では、2017年10月より自治体行政計画研究会（以下「当研究会」と称する）を設置して、近年の自治体行政計画をとりまく傾向とそれが行政運営に与える影響の検討に着手している。

本調査は、その端緒として、2014年度末から2015年度にかけて全国の市町村（特別区を含む。以下同じ）に策定が要請された「地方版総合戦略」を事例にとり、計画策定過程がどのようなものであったか、またこのことを担当職員がどのように受け止めていたかについてアンケートを実施したものである。

当研究会は問題意識の1つとして、「近年、法律等にもとづいて市町村に要請される行政計画の数が増えており、自治体への負担が著しく増加しているのではないか」という懸念を抱いている。

今回調査対象とした「地方版総合戦略」も、近年新たに市町村に策定が求められた行政計画の1つである。

2013年末以降に公表された「増田レポート」⁽¹⁾を契機として人口減少社会への対応

(1) 初出は増田寛也＋人口減少問題研究会（2013）であり、当時から永田町や霞ヶ関境界では話題になっていたが、一般に関心を集めるようになったのは日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014）以来である。同分科会の報告では、20～30代女性が2040年までに半減以下となる市町村が全市町村の約半数にあたる896にのぼると指摘し、人口減少社会への対応を促した。一連のレポートを総称してここでは「増田レポート」と呼ぶ。

をめぐる議論が起こるや、いち早く反応した安倍内閣⁽²⁾は、2014年9月に内閣にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、担当大臣として当時自民党幹事長を務めていた石破茂氏を充てた。これが地方創生政策の起りである。

同年11月にはまち・ひと・しごと創生法が成立。同法第10条では、市町村の努力義務として、「まち・ひと・しごと創生に関わる施策についての基本的な計画（市町村版総合戦略）」を策定するよう求めている。

努力義務とはいえ、政府は2015年度中の総合戦略策定を強く要請し、総合戦略にもとづく事業の実施に対して2015年度補正予算では1,000億円（補助率10/10）、同様に2016年度本予算でも1,000億円（補助率1/2）を措置した。逼迫する財政運営に苦しむ自治体にとっては、同交付金は千天の慈雨のごとき貴重な新規財源であり、交付金申請の前提となる総合戦略の策定に^{こた}挙って乗り出すこととなった。くわえて、2014年度補正予算では、総合戦略策定費相当分として1市町村あたり1,000万円の予算措置が行われた。

この結果、政府が目標期限として策定を迫った2015年度末を過ぎた段階（2016年4月）では、茨城県常総市・宮城県女川町・東京都足立区・中央区の4市（区）町村を除くすべての市町村が総合戦略の策定を済ませた。その後、被災の影響で策定が遅れていた茨城県常総市（2016年6月策定）・宮城県女川町（同年7月策定）、総合計画の策定スケジュールに合わせるために総合戦略の策定を遅らせていた東京都足立区（2017年2月策定）はいずれも策定を終えた。まち・ひと・しごと創生法の成立後、わずか1年余りで99.8%の市町村が、2年余りで東京都中央区を除くすべての市町村が策定を終えたこととなる。

当研究会では、これだけの短期間にほぼすべての市町村が同一の計画策定を完了した一連の動きを、法律等にもとづく計画策定の要求が市町村の現場に及ぼした影響（具体的には、「地方版総合戦略」策定の要求に市町村がどう対応したのか、国や都道府県と市町村との関係でどのような影響をもたらされたのか、こうした実態を市町村の担当者がどのように受け止めているのか）を把握する貴重な機会と捉え、下記のようにすべての市町村を対象としたアンケート調査の実施を行うこととしたものである。

(2) 「増田レポート」の公表からわずか数ヶ月で政府における人口減少対策の本部機能の設置に至るほどの政府の素早い反応に、周到な計画性を指摘する識者もある。たとえば小田切(2014)。

(2) 参考とした先行研究

「地方版総合戦略」の策定状況に関する市町村悉皆調査については、北海道大学関係者による道内市町村を対象にした先行研究がある（村上・小磯・関口（2017）＝以下「北海道調査」と表記する）。

同調査は、道内市町村の地方創生政策への対応に関して、「地方版総合戦略」の策定プロセスのみならず、策定した総合戦略の特徴や既存の総合計画との関係、あるいは地方創生政策に関連する交付金の配分状況や地方創生政策全般について担当者がどう受け止めているかなど、多岐にわたる設問を調査票に盛り込んでいる。そして、道内市町村の約9割から回答を得て、その結果を仔細に報告している。比較的ボリュームのある調査票にもかかわらず道内市町村の約9割から回答を得られたのは、大学と道内市町村との既存の信頼関係ならびに未回答の自治体に電話で状況を確認するなどといったきめ細やかな対応によるところが大きいだろう。

一方で、私ども研究会による調査は、全国の市町村への悉皆調査であり、市町村との関係は（「北海道調査」のケースと比較して）希薄であるうえ、回収に際してのきめ細やかな対応も困難である。そのため、調査票の設計に際して「北海道調査」の内容は大いに参考にしたものの、回収率の向上を図るために調査票のボリュームは大幅に減らし、ほぼすべてを選択肢式設問とした⁽³⁾。

(3) 調査上の制約

また、本調査では地方創生政策や総合戦略に対する市町村担当者の意識も問うているが、調査結果が担当者の意識を直接反映したものであるかに関しては、以下の点について留保が必要である。

第1に、総合戦略策定当時の担当者が回答していない可能性がある。ほとんどの市町村が総合戦略の策定に取り組んだ2015年度からは2年が経過しており、この間に担当者が交代した市町村も決して少なくないと思われるし、実際にその点を理由に回答を断った市町村もあった。

第2に、担当者が個人的な見解として回答した市町村、あるいは自治体としての公式の見解を回答した市町村が混在している可能性がある。調査票には、担当者自身の考えにもとづいて回答してかまわないと記載したが、その受け止め方やこの種の調査

(3) 設問数は枝問を含めて18問（うち選択肢式は17問）。これに加えて、地方創生政策や総合戦略の策定等に関する担当者としての思いを書き込める自由記入欄を設けた。

への回答の取り扱いは市町村によって分かれるだろう。

以上の留保をふまえたうえで、以下、調査の経過とその結果を報告する。

2. 調査の経過

(1) 調査方法

前述のように当研究会の共同研究の一環として実施した。調査の経過は以下のとおりである。

- 2017年11月10日：すべての市町村の地方版総合戦略担当者に郵送にてアンケート用紙を配布。回答期限は11月30日と定め、回答方法は、同封した回答票に記入のうえFAXもしくは郵便にて返送するか、地方自治総合研究所ホームページより回答用ファイルをダウンロードしたうえでEメールにて返送するか、いずれかを選択してもらった。
- 2017年12月1日：同日17時半までに1,019市町村から回答を受け取る。この時点での未回答市町村には、12月15日を新たな回答期限として再依頼状を送付。
- 2017年12月22日：回答を締め切る。

(2) 回答状況

表1のとおり。最終的に1,348市町村から回答があったが、うち白紙回答（すべての設問に無回答）が5市町村あった。白紙回答の市町村のうち1村については、自由記入欄に「総合戦略策定時に担当ではなかったもので、調査票への回答が困難である」旨の記載があった。また、前述のように東京都中央区は総合戦略を策定していないため、集計母数から除いた。以上6市町村を差し引いた1,342市町村を集計母数とした。

(3) 調査後の対応

単純集計表を地方自治総合研究所ホームページに公開し⁽⁴⁾、回答のあった市町村（集計母数から除いた6市町村を含む）には、謝辞とともにその旨を報告した。あわせて本稿を本誌（4月号）に掲載する旨を告知した。

(4) URLは次のとおり。

http://jichisoken.jp/pdf/Results_of_questionnaire_implemented_in_November_2017.pdf

表 1 回答状況

		市町村数	構成比
配布対象（全市町村：特別区含む）	a	1,741	100.0%
回答数	b	1,348	77.4%
集計母数から外した市町村	c = d + e	6	0.3%
うち白紙回答（すべての設問が空欄）	d	5	0.3%
うち非策定市町村	e	1	0.1%
集計母数	f = b - c	1,342	77.1%

3. 調査結果

(1) 本稿における分析および考察の対象

本稿では、次に掲げる4つの観点から調査結果の整理・分析を行う。

第1は総合戦略策定における外部委託の実態である。地方創生政策の発端を作ったとも言える増田寛也氏は、総合戦略策定におけるコンサルタントやシンクタンクへの委託を戒める発言を繰り返している⁽⁵⁾が、一方で政府は「戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えない」⁽⁶⁾との見解を示している。では市町村は外部委託についてどう判断し、その判断による結果をどう受け止めているのか。当研究会は、自治体の計画策定一般における外部委託の実態ならびに行政運営に与える影響にも着目しており、本調査を通じて総合戦略における実態を把握したい。

第2は総合戦略策定過程における都道府県の関わりである。政府は総合戦略策定における都道府県の役割の1つとして、市町村との連絡調整・支援（具体的には市町村間の取り組みに関する連絡調整や小規模市町村への支援）を示している。また、まち・ひと・しごと創生法では、市町村は（国および）都道府県の総合戦略を「勘案し

(5) たとえば、建設通信新聞によるインタビュー

(http://kensetsunews65year.blogspot.jp/2015/05/blog-post_16.html 2018年4月5日閲覧) および日本シンクタンク協議会における講演を伝える報道

(<http://www.nikkeibp.co.jp/article/tk/20150225/437053/> 2018年4月5日閲覧)

(6) 内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定のための手引き」2015年1月、4頁。ただし、つづけて「戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします」とある。

て」市町村版総合戦略を策定する（第10条）こととなっている。こうした背景をふまえて都道府県は市町村にどう向きあったのか確認したい⁽⁷⁾。

第3は市町村担当者による地方創生政策に対する評価である。調査票中にも該当する設問を2問入れたが、そのほか自由記入欄に担当者による地方創生政策に対する率直な意見が多数書き込まれていた。それらの結果をふまえて整理したい。

最後に第4として、地方創生政策に限らず全般的に国の市町村への関わりについて市町村担当者がどう受け止めているのか、該当する設問への回答をふまえて整理してみたい。

（2）策定における外部委託の実態

① 外部委託の有無

表2のとおり、集計母数の77.3%がコンサルタント等への外部委託を行っている。人口規模と委託率との相関は確認できなかった。外部委託した割合が最も高いのは人口10～15万人の市町村であり、人口5千人未満の市町村ではむしろ平均値を下回っている。

なお、本調査では設問数を抑えた関係上、外部委託の内容に関する調査は行わなかった。戦略策定に必要な調査分析のみを委託したケース、資料の作成あるいは検討組織の運営支援を委託したケース、もしくは実質的に素案の作成作業まで外部に委ねたケースなど、市町村によって委託内容の幅があることに留意が必要である。

② 外部委託／委託しなかった理由

外部委託した市町村にその理由を尋ねた結果は表3のとおりである。

最も多いのは「専門知識を補うため」（79.6%）。KPIの設定などこれまでとは異なるスタイルでの計画策定が要求され、かつ総合戦略の内容が交付金事業の採択に影響を及ぼすことが想定されるなかで、策定に際してよりたしかな情報や知識、ノウハウを得たいとの意図があったと考えられる。

次に多いのは「職員の事務量軽減のため」（72.8%）。総合戦略の策定が求められた2015年度は、プレミアム商品券への対応やマイナンバー導入準備への対応が重なった年であり、外部委託により少しでも職員の負担を軽減したいというインセンティブが働きやすかったと見られる。

(7) ただし、本調査は市町村を対象にしたアンケートであり、市町村側の受け止め方を通しての把握となる点に留意されたい。

表2 問：総合戦略の策定にあたって、コンサルタント等に委託をしましたか

(単数回答)：市町村人口規模とのクロス

	合 計	委託をした	委託はしなかった	無回答・不明
全 体	1,342 (100.0%)	1,037 (77.3%)	304 (22.7%)	1 (0.1%)
5千人未満	178 (100.0%)	131 (73.6%)	47 (26.4%)	0 (0.0%)
5千人以上 1万人未満	185 (100.0%)	143 (77.3%)	42 (22.7%)	0 (0.0%)
1万人以上 1万5千人未満	115 (100.0%)	88 (76.5%)	27 (23.5%)	0 (0.0%)
1万5千人以上 2万人未満	113 (100.0%)	82 (72.6%)	31 (27.4%)	0 (0.0%)
2万人以上 5万人未満	315 (100.0%)	250 (79.4%)	64 (20.3%)	1 (0.3%)
5万人以上 10万人未満	205 (100.0%)	165 (80.5%)	40 (19.5%)	0 (0.0%)
10万人以上 15万人未満	88 (100.0%)	78 (88.6%)	10 (11.4%)	0 (0.0%)
15万人以上 (下記以外)	44 (100.0%)	32 (72.7%)	12 (27.3%)	0 (0.0%)
特例市	29 (100.0%)	21 (72.4%)	8 (27.6%)	0 (0.0%)
中核市	41 (100.0%)	31 (75.6%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)
政令市	15 (100.0%)	5 (33.3%)	10 (66.7%)	0 (0.0%)
特別区	14 (100.0%)	11 (78.6%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)

上段：実数（市町村数）、下段：構成比

注) 国勢調査人口（2015年）にもとづいて分類した。

表3 問：委託を行った理由はどれですか（複数回答）（n=1,037）

	市町村数	構 成 比
職員の事務量軽減のため	755	72.8%
国からの交付金があったため	646	62.3%
専門知識を補うため	825	79.6%
関連する情報を入手するため	589	56.8%
策定方法がわかりにくかったため	194	18.7%
ふさわしい委託先があったため	87	8.4%
その他	33	3.2%
無回答・不明	9	0.9%

3番目は「国からの交付金があったため」（62.3%）。総合戦略策定費相当分としての1市町村あたり1,000万円の予算措置が判断に大きな影響を与えたことが示唆される。

一方、外部委託しなかった市町村にその理由を尋ねた結果は表4のとおりである。最も多いのは「職員で策定するべきだから」（70.1%）であり、「経費を節約できるから」（52.0%）がつづく。前者からは人口減少対策の担い手として自覚をもってそれを果たそうとする積極的な姿勢が見て取れる一方で、後者からは市町村の苦しい台所事情がうかがえる。

表4 問：委託を行わなかった理由はどれですか（複数回答）（n=304）

	市町村数	構成比
経費を節約できるから	158	52.0%
職員で策定するべきだから	213	70.1%
首長の意向があったから	49	16.1%
委託に関する不安があったから	16	5.3%
国や県庁からの助言が期待できたから	12	3.9%
策定マニュアル等が整備されていたから	39	12.8%
その他	55	18.1%
無回答・不明	3	1.0%

③ 委託先に対する満足度／委託をしなかったことについての満足度

外部委託した市町村に委託先に対する評価を尋ねたところ、「十分に満足している」「まあまあ満足している」合わせて約7割となった（表5）。

一方、外部委託を行わなかった市町村に、委託をしなかったことについての満足度を尋ねたところ、「十分に満足している」「まあまあ満足している」合わせて約9割となった（表6）。

表5 問：委託先について満足していますか（単数回答）（n=1,037）

	市町村数	構成比
十分に満足している	138	13.3%
まあまあ満足している	561	54.1%
あまり満足していない	287	27.7%
全く満足していない	36	3.5%
無回答・不明	15	1.4%

表6 問：委託をしなかったことについて満足していますか
(単数回答) (n=304)

	市町村数	構 成 比
十分に満足している	106	34.9%
まあまあ満足している	171	56.3%
あまり満足していない	20	6.6%
全く満足していない	0	0.0%
無回答・不明	7	2.3%

一見すると委託をしなかった市町村の方が肯定感が強いようにも見えるが、委託先に対する評価と委託しなかったことについての満足度とでは単純な比較はできない。委託先に対する評価であるから、委託先として選んだ業者の対応いかに左右されるからである（なお、次項において委託先業者ごとの満足度を比較した）。

そこで、策定した総合戦略の内容に対する自己評価を、委託した市町村と委託しなかった市町村とで比較したところ、表7に示したような結果が得られた。「まあまあ満足している」の割合はさほど変わらないが、「十分に満足している」の割合で比較すると、委託した市町村では13.1%、委託をしなかった市町村では20.7%となっており、委託をしなかった市町村の方が策定した総合戦略の内容に肯定的な評価を加えていると言える。

総合戦略の策定期間が十分に確保できたかどうかについて自己評価を問うと（表8）、委託をしなかった市町村の方が「（策定期間が）確保できた」と回答する傾向が見られた。「職員の事務量軽減のため」に外部委託をした市町村が多数を占め

表7 問：策定された総合戦略の内容について満足していますか
(単数回答)：委託の有無とのクロス

	合 計	十分に満足している	まあまあ満足している	あまり満足していない	全く満足していない	無回答・不明
全 体	1,342 (100.0%)	199 (14.8%)	900 (67.1%)	219 (16.3%)	10 (0.7%)	14 (1.0%)
委託をした	1,037 (100.0%)	136 (13.1%)	701 (67.6%)	181 (17.5%)	9 (0.9%)	10 (1.0%)
委託はしなかった	304 (100.0%)	63 (20.7%)	199 (65.5%)	38 (12.5%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)

表8 問：総合戦略の策定期間は十分に確保できましたか

(単数回答)：委託の有無とのクロス

	合 計	十分に確保 できた	まあまあ確 保できた	あまり確保で きなかった	全く確保で きなかった	無回答・ 不明
全 体	1,342 (100.0%)	86 (6.4%)	494 (36.8%)	726 (54.1%)	30 (2.2%)	6 (0.4%)
委託をした	1,037 (100.0%)	55 (5.3%)	364 (35.1%)	587 (56.6%)	26 (2.5%)	5 (0.5%)
委託はしな かった	304 (100.0%)	31 (10.2%)	130 (42.8%)	139 (45.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)

たことをふまえると、やや意外な結果にも見える。

また、委託をしなかった市町村の方が、策定過程における役所内での議論が十分にできたと回答する傾向が見られた(表9)。外部委託に頼らず職員だけで作業を進めたことにより、役所内(職員間・部局間)の議論がより活発に行われたことが示唆される。

以上のように、外部委託をしなかった市町村のほうが、策定過程や策定した総合戦略の内容について肯定的な評価を加える傾向が確認された。

表9 問：策定過程で役所内での議論が十分にできましたか

(単数回答)：委託の有無とのクロス

	合 計	十分に できた	まあまあ できた	あまりでき なかった	全くできな かった	無回答・ 不明
全 体	1,342 (100.0%)	180 (13.4%)	772 (57.5%)	366 (27.3%)	4 (0.3%)	20 (1.5%)
委託をした	1,037 (100.0%)	115 (11.1%)	601 (58.0%)	301 (29.0%)	4 (0.4%)	16 (1.5%)
委託はしな かった	304 (100.0%)	65 (21.4%)	171 (56.3%)	65 (21.4%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)

④ 外部委託の状況

外部委託した市町村に「差し支えなければ委託先と委託金額をお教えてください」と請うたところ、652市町村から委託件数・委託金額のいずれかについて回答があ

り、うち委託先については626市町村から、委託金額については598市町村から回答を得た。集計結果は以下のとおりである。

まず委託金額の分布を見ると（図1）、598市町村のうち502市町村（83.9%）が400万円以上1,000万円未満に収まっており、ピーク（最頻値）は800万円以上900万円未満である。一方、1,000万円以上はわずか19市町村（3.2%）にとどまっている。ここでも総合戦略策定費相当分として1市町村あたり1,000万円が予算措置されたことの影響がうかがえる。

つづいて委託先も含めた分析結果を紹介する。

表10-1・10-2は、各市町村の委託先と委託金額について本社（本拠）が所在する都道府県別に集計を行い、受注額・受注件数（市町村からの委託金額・件数）の合計順に上位10都道府県を列挙したものである。受注金額・受注件数ともに東京都が過半数を占め、他道府県を大きく引き離している。2位の京都府は、受注額シェアで7.9%、受注件数シェアで7.7%である。

次に表11として受注数上位10社を列挙したところ、本社が東京都に所在する出版

図1 コンサルタント等に外部委託した市町村の支払った委託料の分布

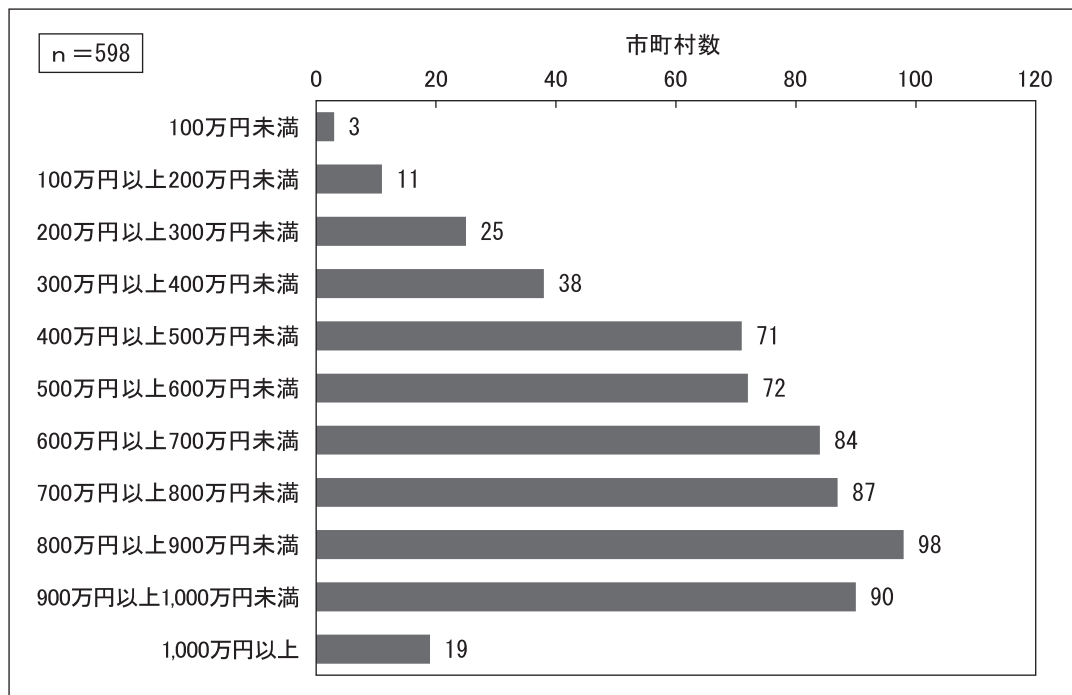


表10-1 受注金額上位10都道府県
(本社所在地ベース) (n=598)

順位	本社所在 都道府県	受注額合計 (円)	受注額 シェア
1	東京都	2,168,787,932	53.3%
2	京都府	322,490,673	7.9%
3	北海道	163,918,360	4.0%
4	愛知県	117,675,600	2.9%
5	大阪府	112,534,023	2.8%
6	福岡県	99,235,832	2.4%
7	沖縄県	86,684,356	2.1%
8	広島県	63,849,760	1.6%
9	鹿児島県	60,329,659	1.5%
10	長野県	46,328,524	1.1%
...
総計(母数)		4,066,896,490	100.0%

表10-2 受注件数上位10都道府県
(本社所在地ベース) (n=626)

順位	本社所在 都道府県	受注件数 (発注市町村数)	受注件数 シェア
1	東京都	338	54.0%
2	京都府	48	7.7%
3	北海道	28	4.5%
4	大阪府	20	3.2%
5	愛知県	18	2.9%
6	福岡県	16	2.6%
7	沖縄県	10	1.6%
7	広島県	10	1.6%
7	鹿児島県	10	1.6%
7	長野県	10	1.6%
...
総計(母数)		626	100.0%

注) 委託先のみ回答して委託金額を回答していない市町村、あるいはその逆のパターンがあるため、各都道府県の「受注金額」と「受注件数」は合致しない

表11 受注数上位10社の一覧

順位	業者 (匿名)	本社所在 都道府県	業種	受注状況			発注市町村による 委託先への満足度			
				受注件数 (市町村数)	受注額合計 (円)	1市町村あ たり平均受 注額(円) (注1)	満足 (注2)	不満 (注3)	無回答 ・不明	「満足」 と回答し た割合
1	A社	東京都	出版社系	93	509,438,050	6,212,659	49	42	2	52.7%
2	B社	京都府	都市計画系	37	256,602,153	7,547,122	28	8	1	75.7%
3	C社	東京都	都市計画系	28	216,969,800	8,035,919	20	8	0	71.4%
4	D社	東京都	銀行系	23	157,175,015	7,858,751	19	4	0	82.6%
5	E社	東京都	経営系	21	114,990,560	6,052,135	14	7	0	66.7%
6	F社	東京都	会計監査系	18	119,759,580	7,484,974	13	5	0	72.2%
7	G社	東京都	都市計画系	12	94,504,640	8,591,331	10	2	0	83.3%
8	H社	北海道	研究機関	9	56,468,000	7,058,500	8	1	0	88.9%
9	I社	京都府	都市計画系	9	57,776,520	7,222,065	7	2	0	77.8%
10	J社	東京都	都市計画系	8	60,609,760	7,576,220	7	1	0	87.5%

(注1) 委託先業者名のみ回答し、委託金額を回答していない市町村分は除いて平均値を算出した。

(注2) 十分に満足+まあまあ満足

(注3) あまり満足していない+全く満足していない

社系のA社が群を抜いて受注を集めており、受注件数は626市町村中93市町村（14.9%）、受注金額は5億円余で委託金額回答市町村の合計額（40億円余：表10-1の最下段を参照）の12.5%を占めた。2位以下も、8位を除いてすべて東京都か京都府に本社が所在する業者が占めている⁽⁸⁾。

また、表11の右側に発注市町村による委託先に対する評価を業者別に整理したところ、業者によって評価の傾向は分散しているが、どちらかといえば1市町村あたりの平均受注額が低い業者は満足度が低い傾向にあることが確認された。

(3) 策定過程における都道府県の関わり

策定過程における都道府県の関与の状況について、「職員の出向や派遣」「研修会や検討会の主催」「戦略策定に必要な都道府県独自のツールやフォーマットの提供」「交付金の申請に関する技術的な助言」「都道府県の総合戦略との整合性を求める助言」「なかった」の6つの選択肢を用意してあてはまるものすべてを選んでもらったところ⁽⁹⁾、結果は表12のとおりであった。最も多く回答が集まったのは「交付金の申請に関する技術的な助言」（47.5%）。以下「研修会や検討会の主催」（37.9%）、「都道府県の総合戦略との整合性を求める助言」（28.8%）とつづくが、それ以外の選択肢はいずれも10%前後の回答にとどまった。

「職員の出向や派遣」があったとした市町村は8.3%にとどまったが、人口規模別に見ると（表13）、人口5千人未満の市町村では14.0%、5千人以上1万人未満では11.9%、1万人以上1万5千人未満では11.3%が選択している。人口規模が小さい市町村に対して、都道府県からの人的支援がより多く行われる傾向にあったことがうかがえる⁽¹⁰⁾。

表12の回答数上位3つの選択肢について都道府県ごとの回答割合を比較すると（図2）都道府県ごとにばらつきがあり、都道府県の関わりについては都道府県ごとに対

(8) 総合戦略は市町村自ら策定すべきであるとしてコンサルタント等への外部委託を戒めていた増田寛也氏は野村総合研究所の顧問も務めているが、回答のあった市町村のなかで野村総合研究所に委託した市町村は1つのみ。その唯一の市町村は東日本大震災の被災地であり、復興事業への関わりをなかで例外的に受けたものと思われる。

(9) 本来であれば、各々の選択肢についてその定義を明確にしたうえでその関わり程度も含めて個別に有無を尋ねるべきであったほか、提示した選択肢以外の項目について自由記入欄を設けるべきであった。集計結果の評価に際しては、この点について留意が必要である。

(10) ただし、人口10万人以上15万人未満でも11.4%の市町村が選択していることに留意する必要がある。

応が分かれる傾向にあったことがうかがえる。

たとえば「都道府県の総合戦略との整合性を求める助言」を例にとると、佐賀県（7.1%）や新潟県（8.0%）のように回答割合が1割に満たない県がある一方で、高

表12 問：策定過程で都道府県庁（出先機関を含む）の関与はどの程度ありましたか
（複数回答）（n=1,342）

	市町村数	構成比
職員の出向や派遣	112	8.3%
研修会や検討会の主催	508	37.9%
戦略策定に必要な都道府県独自のツールやフォーマットの提供	136	10.1%
交付金の申請に関する技術的な助言	637	47.5%
都道府県の総合戦略との整合性を求める助言	386	28.8%
なかった	223	16.6%
無回答・不明	17	1.3%

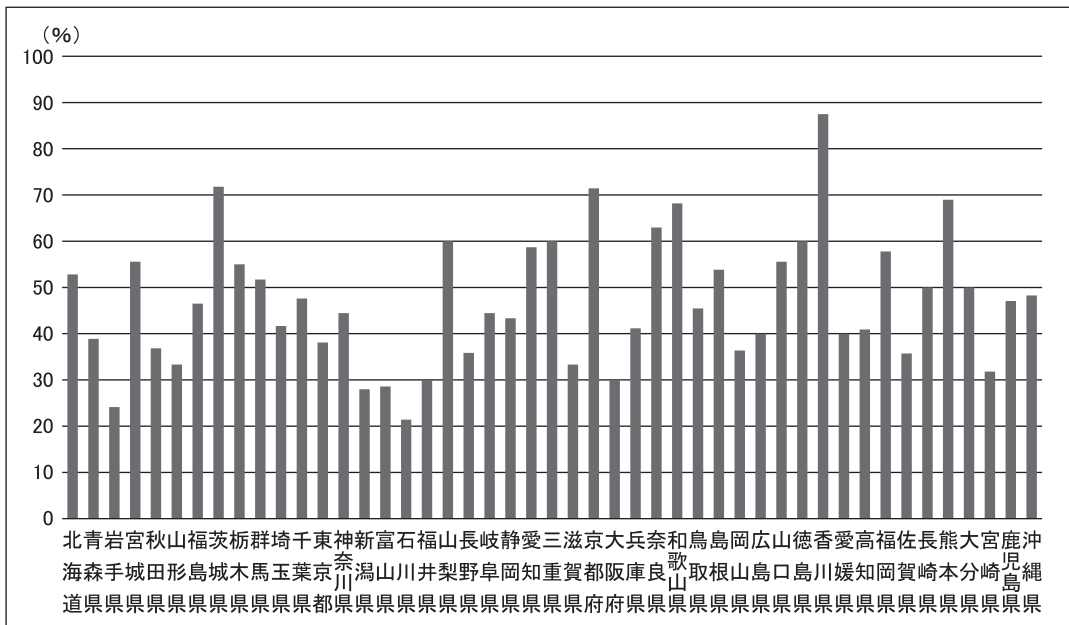
表13 都道府県からの関与として「職員の出向や派遣」があったと回答した市町村
（人口規模別）

	母数	「職員の出向や派遣」を選択した市町村	構成比
全 体	1,342	112	8.3%
5千人未満	178	25	14.0%
5千人以上1万人未満	185	22	11.9%
1万人以上1万5千人未満	115	13	11.3%
1万5千人以上2万人未満	113	8	7.1%
2万人以上5万人未満	315	24	7.6%
5万人以上10万人未満	205	9	4.4%
10万人以上15万人未満	88	10	11.4%
15万人以上（下記以外）	44	0	0.0%
特例市	29	1	3.4%
中核市	41	0	0.0%
政令市	15	0	0.0%
特別区	14	0	0.0%

注）国勢調査人口（2015年）にもとづいて分類した。

知県（72.7%）⁽¹¹⁾や徳島県（60.0%）など市町村の大半がその旨回答している県もある。「整合性を求める助言」は、まち・ひと・しごと創生法が、国と都道府県の総合戦略を「勘案して」市町村版総合戦略を策定するよう求めていることにもとづくと思われるが、都道府県によってその解釈と対応は大きく分かれたと言えるだろう。

図2-1 「交付金の申請に関する技術的な助言」と回答した市町村の割合（都道府県別）



(11) 高知県では、市町村から総合戦略の素案等について事前に提出を受けたうえで、県の既存施策や総合戦略との整合性等をチェックリストにより確認する作業を行った経緯があり、これが回答結果に反映されているとみられる。

図2-2 「研修会や検討会の主催」と回答した市町村の割合（都道府県別）

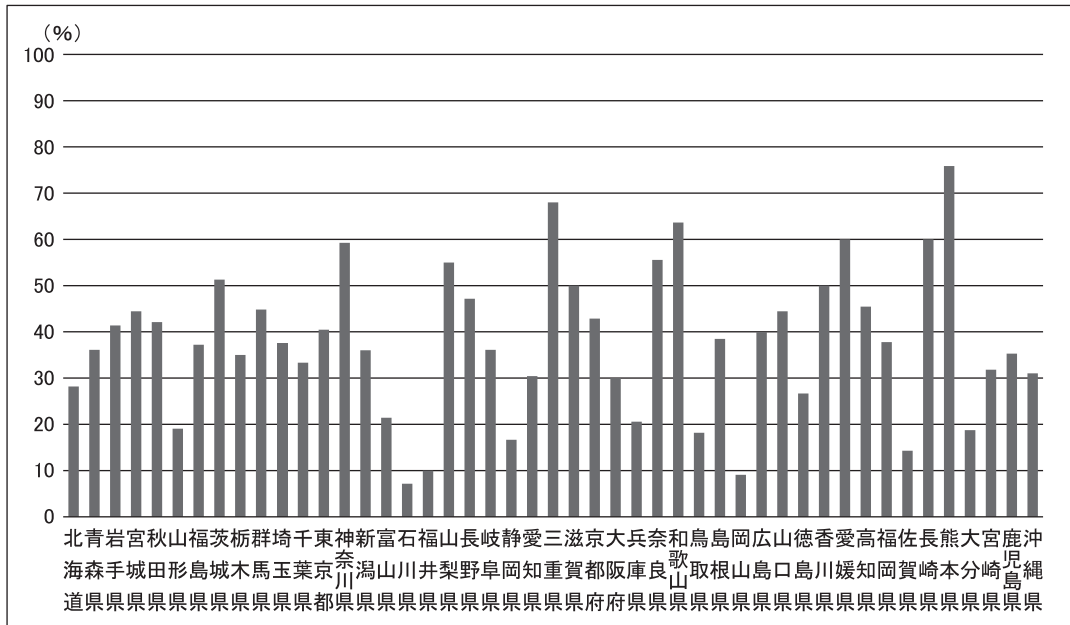
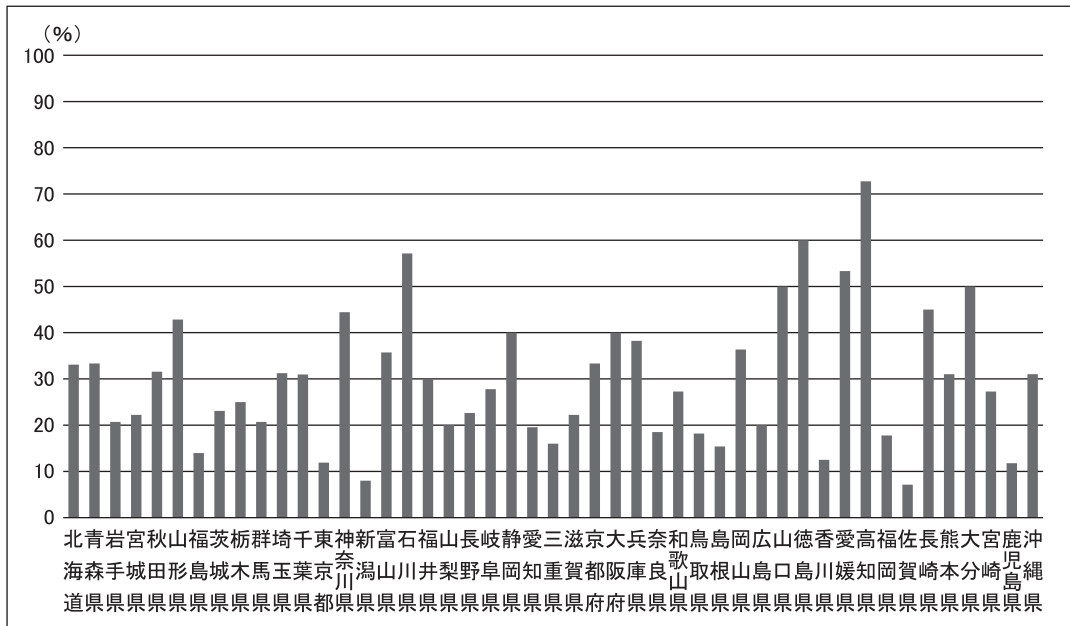


図2-3 「都道府県の総合戦略との整合性を求める助言」と回答した市町村の割合（都道府県別）



(4) 市町村担当者による地方創生政策に対する評価

① (選択肢式) 設問における回答結果

地方創生政策に関する役所全体の事務量に対する市町村担当者の評価を求めたところ(表14)、1,342市町村中1,290市町村(96.1%)と大多数の市町村が「負担だった」と回答した(「大きな負担だった」「まあまあ負担だった」の合計)。地方創生政策を通じて、市町村担当者には人口ビジョンおよび総合戦略の策定、各種交付金の申請⁽¹²⁾および採択を受けた場合は採択事業の実施など、さまざまな業務が課せられた。また、前述のように、総合戦略の策定が求められた2015年度はプレミアム商品券への対応やマイナンバー導入準備への対応が重なった年であり、役所全体の業務量が増大していた。こうした状況を反映した結果と言えるだろう。

表14 問：国の地方創生政策(交付金事業等を含む)に関する役所全体の事務量についてどのようにお感じですか(単数回答)(n=1,342)

	市町村数	構成比
大きな負担だった	565	42.1%
まあまあ負担だった	725	54.0%
あまり負担ではなかった	40	3.0%
全く負担ではなかった	0	0.0%
無回答・不明	12	0.9%

次に、地方創生政策が地域に十分な成果を及ぼしているかの評価を尋ねたところ、結果は表15のとおり、1,339市町村中915市町村(68.3%)が「成果をあげている」と回答している(「大きな成果をあげている」「まあまあ成果をあげている」の合計)。人口減少率とのクロスでは、どちらかといえば人口減少率が高い市町村の方が、地方創生政策の効果について肯定的に受け止めている傾向が見受けられる。

一方、自市町村が策定した総合戦略の内容に対する自己評価を人口減少率とクロスすると(表16)、人口減少率の高い市町村ほど評価が低い傾向が見られる。人口減少率の高い市町村ほど地方創生政策そのものへの期待や評価は高まる一方で、それに十分に対応できていない自市町村の現状に対するもどかしさもまた強くなるのかもしれない。政府は地方創生の号令をかけるばかりでなく、地方創生政策が最も

(12) 2016年度予算に計上された地方創生推進交付金の申請に際しては、あわせて地域再生計画の策定も求められた。

行き届くべき当該市町村が抱えるこうした葛藤に思いを寄せていくべきではないか。

② 自由記入欄への記載に関する分析結果

前項で紹介したように、選択肢式の設問では約7割の市町村が政府の地方創生政策の成果を肯定的に評価している。しかしその一方で、「地方創生政策や総合戦略の策定等に関して、お感じになっていることなどございましたら、以下の欄にご記入ください」として用意した自由記入欄には、地方創生政策に対する不満や批判、

表15 問：国の地方創生政策（交付金事業等を含む）は地域に対して十分な成果をあげて
いるとお感じですか（単数回答）：人口減少率とのクロス

		合 計	大きな成 果をあげ ている	まあまあ 成果をあげ ている	あまり成 果をあげ ていない	全く成果 をあげて いない	無回答・ 不明
全 体		1,339 (100.0%)	82 (6.1%)	833 (62.2%)	395 (29.5%)	15 (1.1%)	14 (1.0%)
2010 ↓ 2015年 人口減少率	10%以上減少	163 (100.0%)	9 (5.5%)	112 (68.7%)	41 (25.2%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
	5%以上 10%未満減少	471 (100.0%)	36 (7.6%)	289 (61.4%)	138 (29.3%)	4 (0.8%)	4 (0.8%)
	5%未満減少	458 (100.0%)	29 (6.3%)	280 (61.1%)	139 (30.3%)	7 (1.5%)	3 (0.7%)
	増 加	247 (100.0%)	8 (3.2%)	152 (61.5%)	77 (31.2%)	3 (1.2%)	7 (2.8%)

上段：実数（市町村数）、下段：構成比

(注1) 人口減少率は国勢調査人口にもとづく（2010年と2015年の比較）

(注2) 2015年国勢調査人口が0人の3町村（いずれも福島県双葉郡）は集計から除外した

表16 問：策定された総合戦略の内容について満足していますか

（単数回答）：人口減少率とのクロス

		合 計	十分に満足 している	まあまあ満足 している	あまり満足 していない	全く満足し ていない	無回答・ 不明
全 体		1,339 (100.0%)	198 (14.8%)	899 (67.1%)	218 (16.3%)	10 (0.7%)	14 (1.0%)
2010 ↓ 2015年 人口減少率	10%以上減少	163 (100.0%)	12 (7.4%)	117 (71.8%)	34 (20.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	5%以上 10%未満減少	471 (100.0%)	64 (13.6%)	309 (65.6%)	85 (18.0%)	7 (1.5%)	6 (1.3%)
	5%未満減少	458 (100.0%)	73 (15.9%)	315 (68.8%)	63 (13.8%)	3 (0.7%)	4 (0.9%)
	増 加	247 (100.0%)	49 (19.8%)	158 (64.0%)	36 (14.6%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)

上段：実数（市町村数）、下段：構成比

(注1) 人口減少率は国勢調査人口にもとづく（2010年と2015年の比較）

(注2) 2015年国勢調査人口が0人の3町村（いずれも福島県双葉郡）は集計から除外した

あるいは総合戦略策定作業における悩みや疑問を訴えるコメントなど、地方創生政策に対してネガティブな見解が多数寄せられた。

自由記入欄に記載があった市町村は242市町村。回答総数（1,342市町村）の18.0%に相当する。そして自由記入欄への記載内容を、達観評価ではあるが地方創生政策について「ポジティブ／ネガティブ／その他」の3つに分類したところ（表17）、ネガティブな見解が7割以上を占めた。

表17 自由記入欄に寄せられたコメントの分類
（地方創生政策に対する評価・受け止め方）

	市町村数	構成比
ポジティブ	16	6.6%
ネガティブ	173	71.5%
その他意見	56	23.1%
回答市町村（注2）	242	100.0%

注1）ポジティブな意見かネガティブな意見かは、筆者による達観評価である
注2）本調査の実施に関するコメントを除く

もちろんネガティブな見解を寄せた市町村は回答総数からすれば12.9%（1,342市町村中173市町村）に過ぎないのであるから、ネガティブな見解が多数を占めたからといって地方創生政策に対するネガティブな見方が広がっていると解釈するのは早計である。とはいえ、一連の設問（前述のようにほぼすべてが選択肢式）への回答を終えた後、さらなる時間や手間をかけてでもあえてそれにつづく任意の記入欄にコメントを寄せたのは、それだけ地方創生政策に対する不満が蓄積されていたからだろう⁽¹³⁾。そうした市町村が回答総数の8分の1を超えるという実態は、やはり重く受け止めなければならないのではないか。

そうした認識をふまえて、ネガティブなコメントの内容を整理分類した結果（表18）を確認したい。

最も多かったコメントは「交付金の運用が硬直的で制約が大きく、活用しづらい」（63市町村）であった。地方創生関連の交付金の使途については国の厳格なコント

(13) 自由記入欄に地方創生政策に対する具体的な不満や批判が多数寄せられたのは、調査票中に地方創生政策に対する不満や批判の具体的な内容を問う設問を用意していなかったからでもあるだろう。調査票の設計上の不備として真摯に受け止めたい。

ロール下におかれており⁽¹⁴⁾、こうした実態を反映した結果と言える。交付金とは明示していないが「国主導の強いコントロールの下で進められており、地域の実態に見合った運用になっていない」（30市町村）も同じカテゴリに位置づけられるだろう⁽¹⁵⁾。

次いで多かったのは「計画（総合戦略等）の策定や事業実施に伴う事務負担が大きい」（34市町村）とするコメントだった。前項の分析でも、地方創生政策に関する役所全体の事務量に対する負担感の強さ（表14）が浮き彫りとなったが、これと平仄が合う。「K P Iの設定やP D C Aの運用が負担となっている」（5市町村）も同じカテゴリに括ることができよう。また、「既存の計画（総合計画など）や地域活性化のための取り組みとの重複」（14市町村）を指摘する声も見られた。

さらに、15市町村から「都市－地方格差解消や人口減少への対応は本来的に国の役割ではないかとの疑問」との趣旨のコメントが寄せられた。「自治体間の人口の

表18 地方創生政策に対するネガティブコメントの分類（n=173）

回答内容	回答数
交付金の運用が硬直的で制約が大きく、活用しづらい	63
計画（総合戦略等）の策定や事業実施に伴う事務負担が大きい	34
国主導の強いコントロールの下で進められており、地域の実態に見合った運用になっていない	30
都市－地方の格差や人口減少問題への対応は本来的に国の役割ではないか	15
既存の計画（総合計画など）や地域活性化のための取り組みとの重複	14
国の取り組みが性急すぎる（結果を性急に求めすぎる）	9
自治体間の人口の奪い合いになっている	6
K P Iの設定やP D C Aの運用が負担となっている	5
事業実施のための自主財源（市町村負担分）の確保に苦慮している	5
地方創生政策の継続性が懸念される（2020年度以降の動向が不安）	5

注）コメントの内容をふまえて、筆者の判断で分類整理を行った

(14) たとえば仄聞したところでは、地方創生加速化交付金の運用においては、軽微な変更（金額ベース2割以下の組替）以外はすべて国への申請が要求され、国から都道府県を通じて「変更そのものがないようにしてほしい」との伝達もされたようである。

(15) 交付金に関して言えば、「事業実施のための自主財源（市町村負担分）の確保に苦慮している」（5市町村）とのコメントは、地方創生加速化交付金（2015年度補正予算）が補助率10/10であったのに対し、地方創生推進交付金（2016年度予算）が補助率1/2であったことに起因するものと思われる。筆者のヒアリングでは、自主財源が確保できないために地方創生推進交付金申請を断念した自治体も実際にあった。

奪い合いになっている」（5市町村）とのコメントも同種の疑問に由来すると考えられる。この疑問の背景については後述する。

（5） 国・地方関係に対する評価

前述の「北海道調査」では、国・地方関係の経年的変化に関する市町村担当者の認識を調査し、市町村から国に対する声は届きやすくなっていると感じる傾向にあり、一方で国から市町村へのコントロールは強化されていると感じる傾向にあるとの結果を報告している⁽¹⁶⁾。

本調査でも「北海道調査」を参考に同様の設問を用意して、国・地方関係に対する市町村担当者の認識を尋ねたところ、表19・表20のとおり、全国的にも「（自治体の）声が国に届きやすくなっている一方、国からはより強いコントロールが及んでいる」との認識が市町村に広がっていることが明らかとなった。

表19 問：全般的に市区町村から国に対する要望は届きやすくなっていると感じますか。（単数回答）（n=1,342）

	市町村数	構成比
届きやすくなっている	51	3.8%
どちらかと言えば届きやすくなっている	832	62.0%
どちらかと言えば届きにくくなっている	390	29.1%
届きにくくなっている	42	3.1%
無回答・不明	27	2.0%

こうした認識の広がりについて、「北海道調査」の報告論文はその背景を「政策の実質に関する自由度は（好む・好まざるを問わず）自治体が有するようになった一方、政策を実行していくための大枠となる制度や交付金申請等、手続きに関する自由度については国が（却ってこれまで以上に）強く握ることになった」⁽¹⁷⁾ことにあるとしている。

この評価からすると、政策を実行していくための資源（人員や財源）に事欠きやすい、小規模かつ自主財源の乏しい市町村において、国からのコントロールをより強く感じる傾向にあるのではないかとの仮説が導かれるが、表20の下段に示したクロス集

(16)、(17) 村上・小磯・関口（2017）、132頁。

計の結果はその仮説を裏付けている。すなわち、財政力指数とのクロスでは財政力指数0.20未満の市町村において、人口規模とのクロスでは人口1万5千人未満の市町村において、市・町・村別の比較では町・村において、国からの統制（制約）をより強

表20 問：一般的に国から市区町村に対する統制（制約）は強まっていると感じますか
（単数回答）：各指標とのクロス

		合 計	強まっている	どちらかと言え 強まっている	どちらかと言えゆるく なっている	ゆるくなっている	無回答・不明
全 体		1,342 (100.0%)	130 (9.7%)	730 (54.4%)	433 (32.3%)	3 (0.2%)	46 (3.4%)
財政力指数 (注1)	0.20未満	161 (100.0%)	16 (9.9%)	101 (62.7%)	38 (23.6%)	0 (0.0%)	6 (3.7%)
	0.20以上	400 (100.0%)	43 (10.8%)	209 (52.3%)	133 (33.3%)	2 (0.5%)	13 (3.3%)
	0.40未満	306 (100.0%)	25 (8.2%)	161 (52.6%)	111 (36.3%)	0 (0.0%)	9 (2.9%)
	0.40以上	237 (100.0%)	25 (10.5%)	125 (52.7%)	78 (32.9%)	0 (0.0%)	9 (3.8%)
	0.60未満	238 (100.0%)	21 (8.8%)	134 (56.3%)	73 (30.7%)	1 (0.4%)	9 (3.8%)
	0.60以上	178 (100.0%)	24 (13.5%)	109 (61.2%)	37 (20.8%)	0 (0.0%)	8 (4.5%)
人口規模 (注2)	5千人未満	185 (100.0%)	23 (12.4%)	98 (53.0%)	59 (31.9%)	1 (0.5%)	4 (2.2%)
	5千人以上 1万人未満	115 (100.0%)	14 (12.2%)	65 (56.5%)	29 (25.2%)	0 (0.0%)	7 (6.1%)
	1万人以上	113 (100.0%)	11 (9.7%)	60 (53.1%)	37 (32.7%)	1 (0.9%)	4 (3.5%)
	1万5千人未満	315 (100.0%)	29 (9.2%)	168 (53.3%)	111 (35.2%)	0 (0.0%)	7 (2.2%)
	1万5千人以上 2万人未満	205 (100.0%)	18 (8.8%)	106 (51.7%)	77 (37.6%)	0 (0.0%)	4 (2.0%)
	2万人以上	88 (100.0%)	6 (6.8%)	47 (53.4%)	31 (35.2%)	1 (1.1%)	3 (3.4%)
	5万人以上	143 (100.0%)	5 (3.5%)	77 (53.8%)	52 (36.4%)	0 (0.0%)	9 (6.3%)
	5万人以上 10万人未満	656 (100.0%)	45 (6.9%)	337 (51.4%)	252 (38.4%)	1 (0.2%)	21 (3.2%)
	10万人以上 15万人未満	561 (100.0%)	62 (11.1%)	329 (58.6%)	148 (26.4%)	2 (0.4%)	20 (3.6%)
市町村別	村	125 (100.0%)	23 (18.4%)	64 (51.2%)	33 (26.4%)	0 (0.0%)	5 (4.0%)

上段：実数（市町村数）、下段：構成比

注1）総務省「平成28年度地方公共団体の主要財政指標一覧」

注2）国勢調査人口（2015年）にもとづいて分類した。

く感じる傾向にあることが確認された。地方分権改革の推進とは裏腹に、小規模かつ自主財源の乏しい市町村を中心に、少なからざる市町村がそれとは異なるベクトルを感じつつあることを、本調査の結果は如実に示している。

4. まとめ～調査結果から得られる示唆

本章では、以上の調査結果の整理分析を通じて明らかになったことならびにそこから得られる示唆を記したい。

第1に、総合戦略の策定に際して外部委託が広範になされたこととその実態が把握できた。

皮肉なのは、外部委託した市町村よりも外部委託をしなかった市町村の方が策定した総合戦略の内容について肯定的な評価をしていることである。専門的な知識や情報をコンサルタントから獲得して計画策定に活用することも必要であり、いわゆるコンサルタント不要論には与しないが、計画策定におけるコンサルタントの役割や外部委託のあり方については見直す必要があるのではないだろうか。

また、東京都に本社を置く業者が受注件数・受注金額ともに過半数を獲得しており、結果として、総合戦略策定費相当分として予算措置された額の多くが東京都に「一極集中」する格好となった。

地方創生政策に関しては、交付金事業の実施に際しても、その事業費の多くが地域外——特に東京など大都市に還流したとの調査結果⁽¹⁸⁾も報告されている。「ハードからソフトへ」の転換の必要性が言われるが、ハード事業が（事業内容にもよるが）地元の建設業者やその周辺業種への経済波及が一定程度見込まれるのに対して、ソフト事業は、出版・デザイン・コンサルタント・IT関係などソフト事業ならではの専門性に対応できる人材や企業が都市部に偏在しているため、特に農村部においては事業投資が地域内で循環しづらい側面がある。「ハードからソフトへ」の方向性はよしとしても、それが地域内の経済循環に及ぼす影響を考慮しながら対応策を検討する必要があるのではないか。

第2に、策定過程における都道府県の関わりについては、都道府県ごとに対応の違いが見られた。

(18) 「地方創生交付金3割超流出 滋賀県支出、県外に」（京都新聞 2017年9月2日）。

地方分権改革の成果として、都道府県と市町村は互いに対等・協力の関係にあることが確認され、都道府県から市町村への事務移譲も進んだ。また、平成の大合併を通じて市町村の広域化と市町村数の減少も進んだ。このように地方自治制度における都道府県と市町村の位置づけが変化を見せるなかで、都道府県の果たすべき役割が問われつつある。この観点から、地方創生政策において都道府県が市町村との関わりの中かでどのような役割を果たしたのか、都道府県ごとの対応の違いをより具に明らかにする必要があるのではないかと。

第3に、市町村担当者は、地方創生政策の成果については概ね肯定的に受け止めているものの、それに伴う事務量については強い負担感を抱いていることが確認された。また、自由記入欄には、交付金の硬直的な運用など国のトップダウン的な姿勢に対する批判や、そもそも人口減少対策は本来的に国の役割ではないかとの疑問が寄せられた。

関連して、国と地方の関係一般について、市町村の要望が国に届きやすくなっている一方で、国からの統制（制約）が強まっているとの認識が市町村に広がっていることが明らかとなった。特に後者に関しては、小規模かつ自主財源の乏しい市町村において、国からの統制（制約）が強くなっていると感じている傾向が確認された。地方分権改革が進む一方で、多くの市町村がそれとは異なるベクトルを感じているという現実を重く受け止める必要がある。

「権限」「財源」「人間」の「三ゲン」が地方分権の三要素と言われて久しいが、地方分権改革の結果として国から地方に移されたのは「事務」とそれを遂行する「責任」ばかりで、「権限」を裏付ける「財源」の移譲は進まずむしろ切り詰められ、結果として将来的な見通しの立たないままでの財政運営を強いられている。そして「人間」（職員）はといえば、人員数の削減が進められたうえに、残された人間も厳しさを増す職場環境に痩せ細っているのが現状ではないか。

ある意味で、地方創生政策はそうした現状を象徴しているとも言える。自治体を人口減少対策の主体として位置づけて総合戦略の策定を要求（事務と責任を移譲）する一方で、権限や財源は移さず、むしろ国（政府）に吸い上げる格好となった。たとえば地方創生関連の交付金の配分を決定するのは政府であり、「地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業」「従来の『縦割り』事業を超えた取組」⁽¹⁹⁾と政府が認めた事業に割り当てられた。

そもそも自治体を人口減少対策の主体として位置づけ（祀り上げ）て人口減少対策の実

(19) 内閣府資料「地方創生推進交付金の概要（イメージ）」より引用。

行をさかんに促しても、全国人口が減少傾向にあるなかでは、結局は縮小するパイの奪い合い（マイナス・サムゲーム）にしかならないのは自明である。全国規模の人口減少への対応は、自治体単位の努力のみでどうにかなるものではなく、本来的には国の役割である⁽²⁰⁾。人口減少対策における国と地方の役割分担をいまいちど検討し直す必要があるだろう。

そしてもっと根本的に言えば、本調査が明らかにした地方創生政策の市町村における実相およびそれとともに浮き彫りになった地方自治の最前線の現場に漂うある種の閉塞感、地方分権とは何だったのか、どうあるべきなのか — 国と地方が対等な立場で（たとえば国と地方の協議の場などを通じて）従来の地方分権改革の検証と今後の対応方針を議論していく時期にあることを指し示しているのではないだろうか。

（さかもと まこと 公益財団法人地方自治総合研究所客員研究員）

キーワード：地方創生／総合戦略／行政計画／
外部委託／人口減少対策／地方分権改革

【謝辞】

本稿を結ぶにあたり、（調査への回答結果からも明らかのように）多忙な折に調査にご協力いただいた市町村担当者に心から御礼申し上げます。本稿を含めて今後の研究にフィードバックすることで、その御恩に報いたい。

【参考文献】

- 小田切徳美（2014）「『農村たたみ』に抗する田園回帰」『世界』2014年9月号、188—200頁
坂本誠（2018 a）「人口減少問題の構造的理解①」『住民と自治』2018年4月号、44—45頁
坂本誠（2018 b）「人口減少問題の構造的理解② — 『地方創生』の問題点」『住民と自治』2018年5月号、44—45頁
増田寛也＋人口減少問題研究会（2013）「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」『中央公論』2013年12月号
日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014）「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」（2014年5月8日公表）
村上裕一・小磯修二・関口麻奈美（2017）「『地方創生』は北海道に何をもたらしたか — 道内自治体調査の結果とその分析を通じて」年報公共政策学11、119—137頁

(20) 坂本（2018 a）（2018 b）。